

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-113666

(P2015-113666A)

(43) 公開日 平成27年6月22日(2015.6.22)

(51) Int.Cl.

**E06B 1/60** (2006.01)  
**E06B 1/56** (2006.01)  
**E06B 1/36** (2006.01)

F 1

E 06 B  
E 06 B  
E 06 B

1/60  
1/56  
1/36

テーマコード(参考)

2 E O 1 1

B  
Z

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号  
(22) 出願日特願2013-257966 (P2013-257966)  
平成25年12月13日 (2013.12.13)

(71) 出願人 513315868  
株式会社 3 技研  
大阪府堺市中区深井水池町 2917-1  
(71) 出願人 500567173  
石田 實  
大阪府大阪市住吉区山之内 4 丁目 9 番 4-  
508 号  
(74) 代理人 100077724  
弁理士 京口 清  
(72) 発明者 石田 實  
大阪府大阪市住吉区山之内 4 丁目 9 番 4-  
508 号  
F ターム(参考) 2E011 KC01 KD24 KD27 KD34 KE04  
KE10

(54) 【発明の名称】窓用内装化粧枠の取付け用具

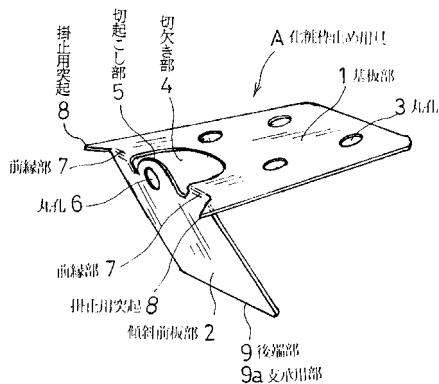
## (57) 【要約】

【課題】窓用内装化粧枠の取付け用具において、基板部に位置調節用の長孔を形成したり、長孔に釘を仮打ちして仮止めしたりせずに、容易・迅速に仮止め作業を行えて作業の効率化を図れるようにする。

【解決手段】取付け用具 A を弾性をもつ金属板製として、その基板部 1 の前縁部 7 よりも前方へ突出する如く掛け用突起 8 を形成し、該基板部 1 の前縁部 7 から裏側後方へ屈曲して続く傾斜前板部 2 を形成して、該傾斜前板部 2 を、その後端部 9 が作業時に枠柱 10 の外側面内 1 へ当接可能な長さ n をもつものとし、かつ該後端部 9 を、枠柱 10 の内側面 11 へ当接して基板部 1 を斜め下方から支承する支承用部 9a とする。

【選択図】

図 1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

薄板製で、平面状基板部1に複数個の取付け用丸孔3を穿設し、該基板部1の前部に切欠き部4と舌状の切起し部5を形成し、該切起し部5にも取付け用丸孔6を穿設した窓用内装化粧枠の取付け用具において、

上記取付け用具Aを弾性をもつ金属板製として、上記基板部1の前縁部7よりも前方へ突出する如く掛止用突起8を形成し、

該基板部1の前縁部7から裏側後方へ屈曲して続く傾斜前板部2を形成して、該傾斜前板部2を、その後端部9が作業時に枠柱10の内側面11へ当接可能な長さnをもつものとし、

かつ該後端部9を、枠柱10の内側面11へ当接して基板部1を斜め下方から支承する支承用部9aとしたことを特徴とする、窓用内装化粧枠の取付け用具。

**【請求項 2】**

薄板製で、平面状基板部1に複数個の取付け用丸孔3を穿設し、該基板部1の前部に切欠き部4と舌状の切起し部5を形成し、該切起し部5にも取付け用丸孔6を穿設した窓用内装化粧枠の取付け用具において、

上記取付け用具Aを弾性をもつ金属板製として、上記基板部1の前縁部7よりも前方へ突出する如く掛止用突起8を形成し、

該基板部1の前縁部7から裏側後方へ屈曲して続く傾斜前板部2を形成して、該傾斜前板部2を、その後端部9が作業時に枠柱10の内側面11へ当接可能な長さnをもつものとすると共に、該後端部9を枠柱10の内側面11へ当接して基板部1を斜め下方から支承する支承用部9aとし

かつ、該傾斜前板部2の両側部寄りから、上記掛止用突起8と同様に前方へ突出する如く腕片20を設けて、該腕片20を前・後方向へのスイング可能に弾性を持たせて形成したことを特徴とする、窓用内装化粧枠の取付け用具。

**【請求項 3】**

掛止用突起8を、基板部1の前縁部7から前方へ突出するように形成した、請求項1または2に記載の窓用内装化粧枠の取付け用具。

**【請求項 4】**

掛止用突起8を、傾斜前板部2の前縁寄り両側縁から基板部1の前縁部7よりも前方へ突出するように形成した、請求項1または2に記載の窓用内装化粧枠の取付け用具。

**【請求項 5】**

掛止用突起8を、基板部1の前縁部7から複数個を前方へ突出するように形成した、請求項1に記載の窓用内装化粧枠の取付け用具。

**【請求項 6】**

掛止用突起8を、傾斜前板部2の前縁寄り両側縁を前方へ切り起こして、基板部1の前縁部7よりも前方へ突出するように形成した、請求項1または2に記載の窓用内装化粧枠の取付け用具。

**【請求項 7】**

傾斜前板部2の後端部9を小さな折り返し縁に形成して、作業時に枠柱10の内側面11へ当接可能な支承用部9aとした、請求項1または2に記載の窓用内装化粧枠の取付け用具。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、壁の窓用開口部の枠柱に、窓枠サッシの付く内装化粧枠を、隙間を調節しながら取付け固定する用具に係るものであり、作業性の向上特に仮止め作業の効率化を図れるようとするものである。

**【背景技術】****【0002】**

10

20

30

40

50

例えば木造建物の壁に窓を設ける場合には、壁に形成した開口部の枠柱内に、窓枠サッシの付く内装化粧枠を嵌入して取付け固定するが、その取付け固定のためにこの窓用内装化粧枠の取付け用具が必要となる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特許第26711933号公報 これは、極薄の金属板からなる基板部の前縁に屈曲した前板部を形成して、該基板部に前後方向への仮止め兼位置調節用の長孔と前後方向へ2個並んだ取付け用丸孔を形成すると共に、基板部の先端からU字状の切欠き部を形成し、かつ上記前板部に舌状の切起し部を形成して、そこにも取付け用丸孔を形成したものである。 10

【0004】

この使用状態は、この止め用具の前板部を、枠柱の内側面と内装化粧枠の外側面との隙間に嵌め入れた状態で、基板部裏面を枠柱の内面に当接させて、仮止め兼位置調節用の長孔から釘を打ち込んで仮止めしておく。次に、前板部の取付け用丸孔からネジ釘を斜め状に化粧枠の外側面へねじ込んで固定し、これで基板部が枠柱側へ引き寄せられて位置が決まる。この状態で基板部の2個の取付け用丸孔から釘を枠柱に打ち込むと共に、上記仮止め用長孔に仮打ちしてあつた釘を打ち込むことで、内装化粧板が枠柱に固定される。

【0005】

【特許文献2】意匠登録第1113933号公報 これは、後記特許文献3に関して先行意匠として引用されたものである。その形状、特許文献1に記載のものとほぼ同じであり、極薄の金属板からなる基板部の前縁に屈曲した前板部を形成して、該基板部に前後方向への仮止め兼位置調節用の長孔と前後方向へ3個並んだ取付け用丸孔を形成すると共に、基板部の先端からU字状の切欠き部を形成し、かつ上記前板部に舌状の切起し部を形成して、そこに取付け用丸孔を形成したものである。そしてこの使用状態も、特許文献1に記載のものとほぼ同じである。 20

【0006】

【特許文献3】意匠登録第1216554号公報 これは、創作者が上記特許文献1に記載の発明者と同一人であり、かつ出願人は本件特許出願と同一人である。その形状は、極薄の金属板からなり、基板部の前縁に屈曲した前板部を有し、該基板部に前後方向への仮止め兼位置調節用の長孔と前後方向へ3個並んだ取付け用丸孔を有すると共に、基板部の先端からU字状の切欠き部を有し、かつ上記前板部に舌状の切起し部を有してそこにも取付け用丸孔を形成してあることは、上記特許文献1や2に記載のものと類似する。 30

【0007】

しかし、意匠的には正面図や平面図から豚をイメージするような形状になっており（上記公報の正面図や平面図を参照）、また基板部の前端両側に、取付け時に最初に内装化粧枠の外側面へ突き刺せるように、前方へ向けて角状の突起を形成したところに特徴があるものである。

【0008】

その使用状態は、上記特許文献1や特許文献2に記載のものとほぼ共通する。この止め用具の前板部を、枠柱の内側面と内装化粧枠の外側面との隙間に嵌め入れた状態で、基板部裏面を枠柱の内面に当接させて、仮止め兼位置調節用の長孔から釘を仮打ちして仮止めする。 40

【0009】

次に、前板部の取付け用丸孔からネジ釘を斜め状に化粧枠の外側面へねじ込んで固定するが、これで上記角状の突起が内装化粧枠の外側面に突き刺されることになり、取付け位置が固定される。この状態で基板部の3個の取付け用丸孔から釘を打ち込むと共に、上記仮止め兼位置調節用の長孔で仮打ちしてネジ釘も本打ちすることで、内装化粧枠を枠柱に強固に取付け固定されるようになっている。

【発明の概要】

10

20

30

40

50

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0010】

従来のこの種の取付け用具はいずれのものも、壁の開口部の上・下・左・右の枠柱に内装化粧枠を取付け固定する作業では、隙間が上・下・左・右で均等になるように調節しながら、例えば10か所に取付け用具を取付ける作業を行う。その作業中に位置ズレや落下が生じないように、上記の如くまず仮止め兼位置調節用の長孔から釘を仮打ちして枠柱に仮止めしておく。これで位置が決まるので、前板部上部の丸孔から内装化粧板の外側面へネジ釘を螺装して固定し、その後に各丸孔に釘を打ち込むという作業を、全ての取付け用具に行う必要があり、手間と時間を要した。

## 【0011】

本発明は、窓用内装化粧枠の取付け用具に関し、上記問題点の解決を図ろうとして、種々検討の結果得られたものである。本発明の目的は、基板部に仮止め位置調節用の長孔を形成して、そこに釘を仮打ちしておく必要もなく、容易・迅速に仮止め作業を行えて、窓用内装化粧枠の取付け作業の効率化を図れる、窓用内装化粧枠の取付け用具を提供することにある。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0012】

1) 本考案に係る窓用内装化粧枠の取付け用具Aの第1は  
薄板製で、平面状基板部1に複数個の取付け用丸孔3を穿設し、該基板部1の前部に切欠き部4と舌状の切起し部5を形成し、該切起し部5にも取付け用丸孔6を穿設した窓用内装化粧枠の取付け用具において、

上記取付け用具Aを弾性をもつ金属板製として、上記基板部1の前縁部7よりも少し前方へ突出する如く掛止用突起8を形成し、

該基板部1の前縁部7から裏側後方へ屈曲して続く傾斜前板部2を形成して、該傾斜前板部2を、その後端部9が作業時に枠柱10の内側面11へ当接可能な長さnをもつものとし、かつ該後端部9を、枠柱10の内側面11へ当接して基板部1を斜め下方から支承する支承用部9aとしたものである(例えば図1, 図2, 図3参照)。

## 【0013】

2) 本考案に係る窓用内装化粧枠の取付け用具Aの第2は  
薄板製で、平面状基板部1に複数個の取付け用丸孔3を穿設し、該基板部1の前部に切欠き部4と舌状の切起し部5を形成し、該切起し部5にも取付け用丸孔6を穿設した窓用内装化粧枠の取付け用具において、

上記取付け用具Aを弾性をもつ金属板製として、上記基板部1の前縁部7よりも少し前方へ突出する如く掛止用突起8を形成し、

該基板部1の前縁部7から裏側後方へ屈曲して続く傾斜前板部2を形成して、該傾斜前板部2を、その後端部9が作業時に枠柱10の内側面11へ当接可能な長さnをもつものとし、該後端部9を、枠柱10の内側面11へ当接して基板部1を斜め下方から支承する支承用部9aとし、

かつ、該傾斜前板部2の両側部寄りから、上記掛止用突起8と同様に前方へ突出する腕片20を形成し、前・後方向へのスイング可能に弾性を持たせてなるものである(例えば図4参照)。

## 【0014】

上記構成において、該取付け用具Aの材質は、外力を加えた際に元へ戻ろうとする復元力を有するようなものとし、例えばステンレスやバネ鋼板その他の鋼板製とすることが望ましい。

## 【0015】

上記傾斜前板部2が傾斜した角度(本発明では平面状板材から屈曲した角度を傾斜角という)は、基板部1の前縁部7よりも後方へ通常は20度位の傾斜角となるように設定しておけばよいが、それに限るものではない。該傾斜前板部2の後端部9は、枠柱10の内側面11へ当接すると共に基板部1を斜め下方から支承するものである。

10

20

30

40

50

## 【0016】

また上記掛止用突起8は、取付け作業をした際に内装化粧枠12の外側面へ食い込み得るものであり、かつ基板部1または傾斜前板部2に、基板部1の前縁部7よりも少し前方へ突出するように形成してある（例えば図1，図2，図3，図4参照）。即ち該突起8は、基板部1の前縁部7の両側寄りに一对を形成してもよいし（例えば図1参照）、または傾斜前板部2の前縁寄り両側縁から前方へ突出形成してもよい（例えば図2参照）。一对ではなく複数対を形成してもよいし（例えば図3参照）、図示は省略するが傾斜前板部2の上部寄り位置を前方へ切り起こして突起8を形成してもよい。

## 【0017】

上記腕片20は、前・後方向へのスイング可能に弾性を持たせて形成したとは、枠柱10の内側面11と内装化粧枠12の外側面13との間隙kの大小に対応して、その部分が前・後方向へスイングさせることが可能な弾性を持たせて形成したものである（例えば図4及び図16，図17，図18参照）。

10

## 【発明の効果】

## 【0018】

a) 本取付け用具Aによれば、その傾斜前板部2を、窓枠用開口部の枠柱10と内装化粧枠12の間隙kに嵌め入れた後は、枠柱10上で浮き上がった基板部1の一部を押し込むだけのワンタッチ作業でよい。従来の仮止め作業は必要なくなり、内装化粧枠の取付け作業における仮止め作業を行うことができる。

20

## 【0019】

即ち、壁に設けた窓用開口部に、窓枠サッシの付く内装化粧枠を取付け固定する場合に、従来の作業は、従来は基板部の長孔に釘を装入して一旦仮止めしておき、その後に位置を調節して本固定するが、仮止め作業中に取付け用具が脱落したり、仮止めした位置が正しくなっかたりすると、取付け金具は多数個を使うものだけに、この作業にはかなりの手間と時間をして、作業効率が悪かった。

## 【0020】

これに対して本窓用内装化粧枠取付け用具Aでは、まず、上記枠柱10の内側面11と内装化粧枠12の外側面13との間の間隙k内へ、基板部1の裏側後方へ形成した傾斜前板部2を嵌め入れる（例えば図8参照）。該傾斜前板部2は上記の如く、基板部1の前縁部7から裏側後方へ向けて形成してあるので、その後端部9が枠柱10の内側面11へ当接しながら降下する。同時に基板部1の前縁部7が内装化粧枠12の外側面13に当接するが、基板部1の前縁部7には前端縁より突出した掛止用突起8があるため、内装化粧枠12の外側面13へは該掛け用突起8が当接する（例えば図9参照）。

30

## 【0021】

この際に基板部1が枠柱10の内表面14に沿って後退すれば、基板部1は枠柱10の内表面14に面当接することになるが、傾斜前板部2の後端部9が枠柱10の内側面11に当接しているので、基板部1の後退が規制されており、後退できない。そのため、基板部1は掛け用突起8が内装化粧枠12の外側面13に当接したまま、前部寄り部分が枠柱10の内表面11から少し浮き上がった状態になっている（例えば図10参照）。

40

## 【0022】

そこで作業者は、指で上記基板部1の浮き上がった部分を、枠柱10と内装化粧枠12との間隙kの方向へ向けて押え込むだけでよい（例えば図11参照）。これにより、基板部1は枠柱10の内表面14へ面当接しようとするが、該基板部1は傾斜前板部2により後退が規制されると共に、該傾斜前板部2の反発力を受けているから、基板部1の前縁部7の掛け用突起8は内装化粧枠12の外側面13に少し食い込むことになる。同時に、押さえられた基板部1自体の復元力も加わって、食い込みがなされている。これで、枠柱10の内側表面14に密着状となると共に、基板部1の浮き上がりも防止され、この状態で本取付け用具Aは仮止めされることになる。

## 【0023】

その後の作業は、基板部1の切起し部5の取付け用丸孔6から、内装化粧枠12の外側

50

面13へ向けてネジ釘15を螺装し、かつ基板部1の取付け用丸孔3から棒柱10の内表面へ向けて釘16を打ち込んで本固定する（例えば図12参照）のは、従前通りである。

#### 【0024】

また上記掛止用突起8が、内装化粧枠12の外側面13に掛止されていることで、ネジ釘15を基板部1の切起し部5の取付け用丸孔6から内装化粧枠12の外側面13へ向けて螺装した際に、基板部1の前部寄りが間隙k内に入り込んで大きく沈んでしまうのを阻止する役目を發揮している。そして後は、石膏ボード19を張り付けることは従前通りである（例えば図13参照）。

#### 【0025】

b) 棒柱10と内装化粧枠12との間隙kが大きくて（例えば図14参照）、傾斜前板部2の後端部9が棒柱10の内側面11に当接せず、或いは基板部1または傾斜前板部2の掛止用突起8が、内装化粧枠12の外側面13に当接しないような場合にも対応することができる。

#### 【0026】

即ち、傾斜前板部2を指で押さえて後方へより大きく屈曲させればよい（例えば図14参照）。これで、上記図7の傾斜角θが大きくなり、傾斜前板部2の後端部9と、内装化粧枠12の外側面13との距離が大きくなるので、上記と同様に傾斜前板部2の後端部9が棒柱10の内側面11に当接し、かつ基板部1又は傾斜前板部2の掛止用突起8が内装化粧枠12の外側面13に当接可能となる。なお逆に間隙kが小さい場合には傾斜前板部2を前方へ押し、ほぼ直角状に屈曲させた状態で用いればよい（例えば図15参照）。

#### 【0027】

c) 内装化粧枠の取付け用具が、仮止め作業中に位置ズレしたり脱落するようなことをなくせる。

上記の如く、本内装化粧枠の取付け用具Aの傾斜前板部2を上記間隙kに嵌め入れ、棒柱10上で浮き上がった基板部1の一部を押し込むだけの作業で、直ちにかつ強固に仮止めができるので、従来のように仮止め作業中に取付け金具が位置ズレしたり、脱落することが防止できる。この面からも取付け作業の効率化を図ることができる。

#### 【0028】

d) さらに、上記のように一旦仮止めした場合でも、もし取付け位置を変更したいなら、従来のものと異なり、容易・迅速に行うことも可能である。

#### 【0029】

即ち、従来のように釘止めしてあると、一旦取り付けた後の取り外しは時間と手間を要した。これに対して本取付け用具は、基板部1の前縁部7の掛止用突起8が、内装化粧枠12の外側面13に食い込んで掛けられているものであるから、間隙kから基板部1の裏面に指または工具を差し入れ、少し力を入れて基板部1を持ち上げるだけのワンタッチ作業でよい。これで、上記掛け用突起8は食い込みが外れてフリーになるから、間隙kの所望の位置で上記と同様に傾斜前板部2を嵌め入れ、基板部1を表面側から指で間隙kの方へ押し込めばよいだけである。

#### 【0030】

e) また、上記窓用内装化粧枠の取付け用具Aの第2のものでは、上記で述べた作用・効果に加えて、次のような作用・効果を奏する。

#### 【0031】

即ち、傾斜前板部2の腕片20は、基板部1の前縁部7より前方へ突出するように設けてある。そこで、窓用内装化粧枠の取付け作業時に、傾斜前板部2を棒柱10の内側面11と内装化粧枠12の外側面13との間隙kに嵌め入れて押し下げた際に、上記間隔kが広くても狭くてもその弾性により対応して前・後方向へスイングし、うまく間隔k内へ嵌め入れられる（例えば図16、図17、図18参照）。

#### 【0032】

そして、該腕片20が前・後方への弾性を有することにより、その先端部20aが内装

10

20

30

40

50

化粧枠 12 の外側面 13 に当接して掛止されるから、基板部 1 が弾性・復元力で上方へ浮き上るとする力が作用した場合にも、上記掛け止用突起 8 に加えて、該腕片 20 の先端部 20a が突っ張っていることで、基板部 1 が浮き上ることを阻止する効果が大きくなっている。

#### 【0033】

しかもこの腕片 20 は、前・後方向へのスイング可能に弾性を持たせて形成してあることにより、傾斜前板部 2 を枠柱 10 の内側面 11 と内装化粧枠 12 の外側面 13 との間隙 k の大きい場合には、前方へスイングしてその先端部 20a が内装化粧枠 12 の外側面 13 へ当接して掛け止されるし、小さい場合にも腕片 20 はやや後方へスイングして先端部 20a が内装化粧枠 12 の外側面 13 へ当接して掛け止されるから、いずれの場合も基板部 1 の浮き上がりを阻止できる。

10

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0034】

【図 1】本発明に係る内装化粧枠の取付け用具の第 1 の実施例を示す斜視図である。

【図 2】本発明に係る内装化粧枠の取付け用具の他の実施例を示す斜視図である。

【図 3】本発明に係る内装化粧枠の取付け用具の別の実施例を示す平面図である。

【図 4】本発明に係る内装化粧枠の取付け用具のさらに他の実施例を示す一斜視図である。

【図 5】傾斜前板部の後端部を湾曲した支承用部を設けた実施例を示す正面図である。

20

【図 6】本発明に係る内装化粧枠の取付け用具の使用状態例を示す正面図である。

【図 7】図 1 で示したものとの側面図である。

【図 8】図 1 で示したもの用いる場合に、その傾斜前板部を隙間に嵌め入れた状態を示す一部縦断側面図である。

【図 9】図 1 で示したもの用いた場合に、その傾斜前板部が隙内で降下した状態を示す一部縦断側面図である。

【図 10】図 1 で示したもの用いた場合に、掛け止用突起部が内装化粧枠の外側面に当接した状態示す一部縦断側面図である。

【図 11】図 1 で示したもの用いた場合に、基板部を指で押圧して仮止め時の状態示す一部縦断側面図である。

【図 12】図 1 で示したもの用いた場合に、ネジ止めした状態示す一部縦断側面図である。

30

【図 13】図 1 で示したもの用いた場合に、ネジ止め後にその上から石膏ボードを張った状態の一部縦断側面図である。

【図 14】図 1 で示したもの用いた場合に、隙が大きい場合に用いた状態を示す一部縦断側面図である。

【図 15】図 1 で示したもの用いた場合に、隙の小さい場合に用いた状態を示す一部縦断側面図である。

【図 16】図 4 で示したもの用いた場合を示す一部縦断側面図である。

【図 17】図 4 で示したもの用いた場合に、隙の小さい場合に用いた状態を示す一部縦断側面図である。

40

【図 18】図 4 で示したもの用いた場合に、隙の大きい場合に用いた状態を示す一部縦断側面図である。

#### 【発明を実施するための形態】

#### 【0035】

内装化粧枠取付け用具 A において、弾性をもつ薄板材製で基板部 1 の前縁部 7 から裏面後方への傾斜前板部 2 を形成し、取付け作業時に窓枠用開口部の枠柱 10 と内装化粧枠 12 の隙 k に、その傾斜前板部 2 を嵌め入れて、枠柱 10 上で浮き上がった基板部 1 の一部を押し込むだけで、前端部 7 より突出した掛け止用突起 8 が内装化粧枠 12 の外側面 13 に食い込み可能として、仮止めが行えるようにする。

#### 【実施例 1】

50

## 【0036】

図1は、本発明に係る内装化粧枠の取付け用具Aの実施例の1つを示す。

本窓用内装化粧枠の取付け用具Aは、薄板製ここでは外力が加わった際の弾力性・復元性のことを考慮して、厚さ0.5mmのステンレス鋼製としてあり、大別すれば、平面状の基板部1と、その前縁部7から裏側後方へ屈曲形成した傾斜前板部2とからなる。

## 【0037】

上記基板部1の大きさは、ここでは間隙kが20mm以下の場合を想定して、幅が約26mm、前後長さnが約45mmのものとしてあり、該基板部1には従来のものと同様に、複数個ここでは両側寄りに、前後方向へ2つずつ並んだ取付け用丸孔4と、前部にほぼU字状の切り欠き部4を有形成してある。また該基板部1には、取付け作業をした際に内装化粧枠12の外側面へ食い込み得る掛止用突起8を形成してあり、ここでは基板部1の前縁部7でその両側寄り位置に、前縁部7よりも前方へ約2mm突出するように掛止用突起8を形成してある。

10

## 【0038】

そして上記傾斜前板部2は、上記の如く基板部1の前縁部7から裏面後方へ続けて屈曲形成してある。その大きさは、上記の如くここでは間隙kが20mm以下の場合を想定して、前後長さnを約25mmのものとしてある。この前後長さnは、取付け作業で基板部1の前端縁の掛止用突起8が内装化粧枠12の外側面13へ当接時に、該傾斜前板部2の後端部9が枠柱10の内側面11へ当接可能となる長さである。なお、幅は約20mmはとしてある。

20

## 【0039】

そして、該傾斜前板部2が基板部1の裏側後方へ屈曲形成されている傾斜角（上記のように本発明では平面状板材を屈曲した角度をいう）は、ここでは直角よりも大きく、基板部1の前縁部7からの傾斜角を、ここでは約120度程度にまで屈曲して形成してある。約20度というのは、通常はこの程度の傾斜角が利用し易いとして設定したものである。

20

## 【0040】

上記傾斜角で不適当な場合、例えば該傾斜前板部2を間隙k内へ嵌め入れる際に嵌め入れ難い場合、嵌め入れても後端部9が枠柱10の外側面に当接しない場合、あるいは基板部1の前縁部7の突起8が、内装化粧枠12の外側面13に当接しないような場合も起こり得る。

30

## 【0041】

その場合には、取付け作業前に該傾斜前板部2に例えば指で力を加えて、基板部1の裏側面17に、より近づいた角度にしておくように変更可能である。例えば、傾斜角が150度程度になるように曲げて使用すれば、傾斜前板部2の後端部9の位置が後方へ来ているから（図13参照）、間隙kが大きい場合でも、傾斜前板部2の後端部9が枠柱10の内側面11へ当接可能となる。

## 【0042】

上記いずれの場合も、傾斜前板部2の後端部9を間隙k内へ嵌め入れた際に、枠柱10の内側面11に沿って奥へ移動し易くすると共に、移動した基板部1を斜め下方から支承する支承用部9aとしてある。

40

## 【0043】

本内装化粧枠の取付け用具Aの製造は、ここでは上記薄いステンレス鋼板をプレス加工で平面状の外形と各孔3, 6を打ち抜いた後、同じくプレス加工で必要な屈曲・折り曲げを行なうようにした。

## 【0044】

本内装化粧枠の取付け用具Aの使用状態は、上記発明の効果の項で説明したのと同様であって、窓枠用開口部の枠柱10と内装化粧枠12との間隙kに、その傾斜前板部2を嵌め入れ、枠柱10上で浮き上がった基板部1の一部を押し込むだけの作業でよい。従来のような長孔に釘を仮打ちすることによる仮止め作業は必要なくなり、内装化粧枠12の取

50

付け作業における仮止め作業を容易・迅速に行うことができる。詳細は上記実施例1で説明したのと同様であるから、重複をさけてここでは省略する。

#### 【実施例2】

##### 【0045】

図4、図16、図17、図18は、本内装化粧枠の取付け用具Aの他の実施例を示すものである。ここでも、薄板製で外力が加わった際の弾力性・復元性のことを考慮して、厚さ0.5mmのステンレス鋼製としてあり、その構成を大別すれば、平面状の基板部1と、その前縁部7から裏側後方へ屈曲形成した傾斜前板部2とからなる点は上記実施例1と共通する。説明の重複を避けてここでは相違点を中心に説明する。

##### 【0046】

この実施例でも、基板部1の前縁部7から裏面後方へ続けて、傾斜前板部2を屈曲形成してある。その大きさは上記と同様に、取付け作業時に基板部1の前端縁の掛止用突起8が内装化粧枠12の外側面13へ当接時に、該傾斜前板部2の後端部9が枠柱10の内側面11へ当接可能となる長さとしてある。

##### 【0047】

そして、ここでの傾斜前板部2には、前後方向のほぼ中間位置の両側部寄りから切り起こして、長さ約10mm、幅約2mmで先端が約1mmの腕片20を、上記掛け用突起8と同様に前方へ突出するように形成してある。また該腕片20は、材質上から前・後方向へスイング可能な弹性を持たせて形成してある。

##### 【0048】

この腕片20を設けたことによる作用・効果は、上記発明の効果の項のe)で説明したように、仮止めの作業時に、枠柱10と内装化粧枠12との間隙kが大きくて狭くても、傾斜前板部2を間隔k内へ嵌め入れる際に、その弹性により対応して前・後にスイングし、うまく間隔k内へ嵌め入れられる(上記図16、図17、図18参照)。

##### 【0049】

そして、基板部1を指で押さえて仮止めした際に、前寄り部分が弹性・復元力で浮き上がるとする力が作用した場合でも、この腕片20の先端部20aが、内装化粧枠12の外側面13に当接して引っ掛かる(上記図16、図17、図18参照)。その結果、仮止め作業時に基板部1が浮き上がるとしても、この腕片20の先端部20aの突っ張りが、上方への浮き上がりをより効果的に阻止するから、仮止め作業をワンタッチ操作で一層効率的に行えるようになる。

##### 【0050】

なお、上記いずれの実施例でも掛け用突起8は、基板部1または傾斜前板部2に、基板部1の前縁部7よりも少し前方へ突出するように形成しておけばよい(例えば図1、図2、図3参照)。例えば、基板部1の前縁部7の両側寄りに一対を形成してもよいし(例えば図1参照)、一対ではなく複数対を形成してもよいし(例えば図3参照)。また傾斜前板部2の前縁寄り両側縁に一対を形成してもよいし(例えば図2参照)、さらに、図示は省略するが傾斜前板部2の上部寄り位置を前方へ切り起こして形成してもよい。

##### 【0051】

上記各実施例で示した材質や寸法・角度等は例示であって、これに限定するものではない。枠柱10と内装化粧枠12との間隙kが、通常よりも大きい場合に対応するために、本取付け用具Aの基板部1や傾斜前板部2を長くしたものを別途用意しておいてもよい。傾斜前板部2の後端部9を、屈曲状ではなく角部を削って丸みをもたせて支承用部9aとしてもよい。図において、18は窓枠サッシ、19は石膏ボードを示す。

##### 【産業上の利用可能性】

##### 【0052】

壁の窓用開口部の枠柱10間に窓枠サッシの付く内装化粧枠12を設ける場合に、この内装化粧枠12を仮止めして固定する作業の効率化を図るために、本発明に係る内装化粧枠止め用具を用いる。

##### 【符号の説明】

10

20

30

40

50

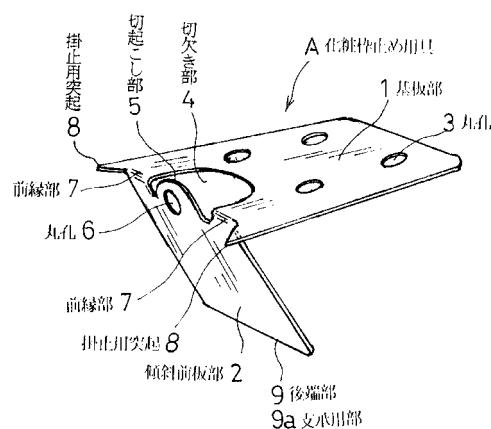
## 【0053】

A - 化粧枠止め用具  
 1 - 基板部  
 2 - 傾斜前板部  
 3 - 丸孔  
 4 - 切欠き部  
 5 - 切起こし部  
 6 - 丸孔  
 7 - 前縁部  
 8 - 掛止用突起  
 9 - 後端部  
 9a - 支承用部  
 10 - 枠柱

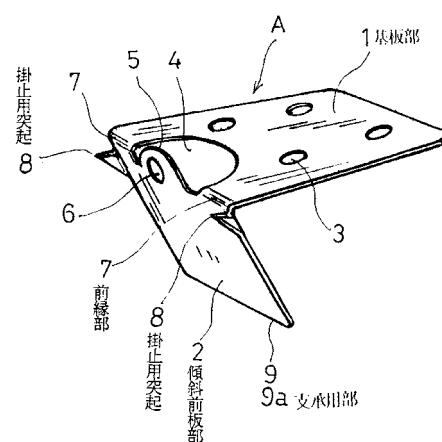
11 - 内側面  
 12 - 内装化粧枠  
 13 - 外側面  
 14 - 内側表面  
 15 - ネジ釘  
 16 - 釘  
 17 - 裏側面  
 18 - 窓枠サッシ  
 19 - 石膏ボード  
 20 - 腕片  
 20a - 先端部  
 n - 長さ  
 k - 間隙  
 - 傾斜角

10

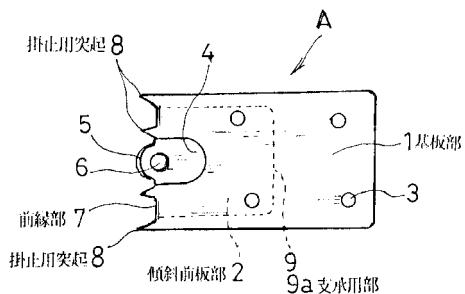
【図1】



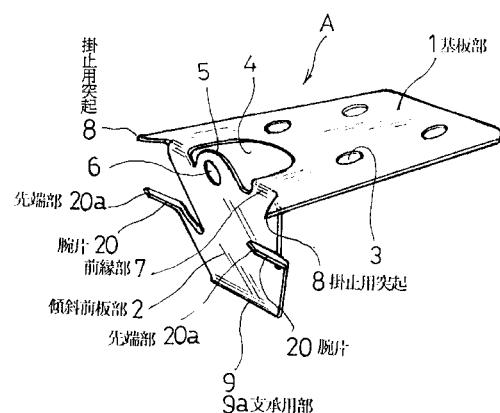
【図2】



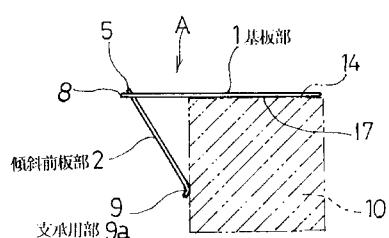
【図3】



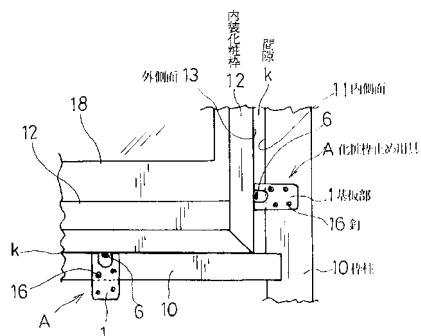
【図4】



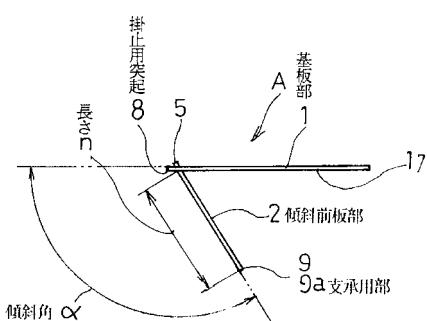
【図5】



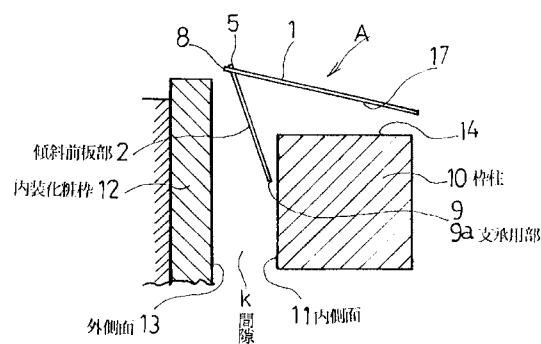
【図6】



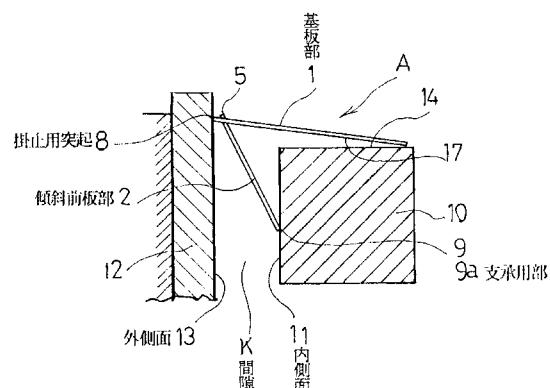
【図7】



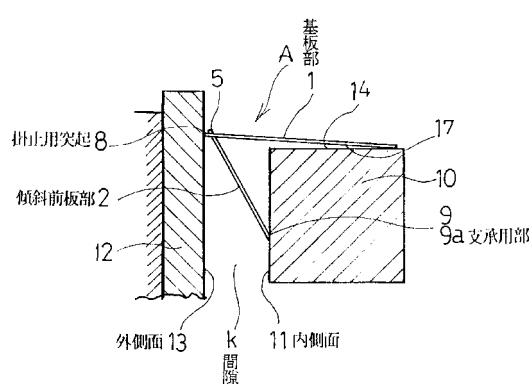
【図8】



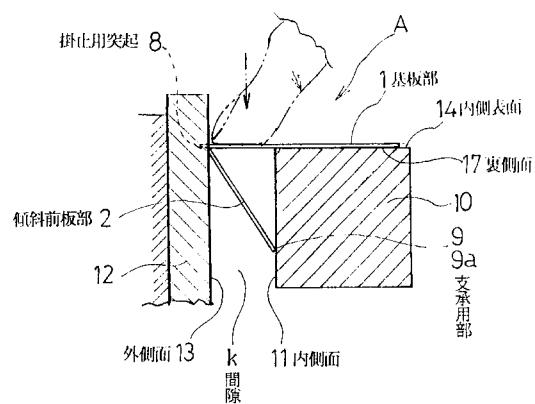
【図9】



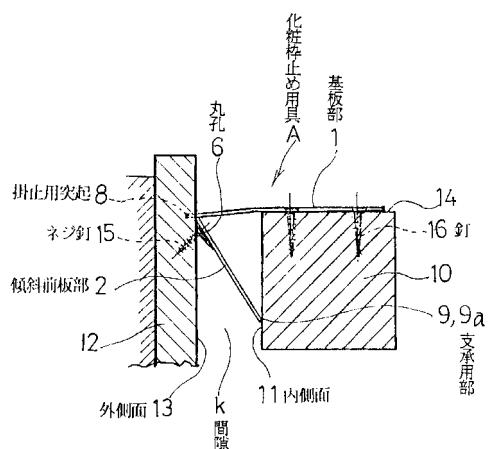
【図10】



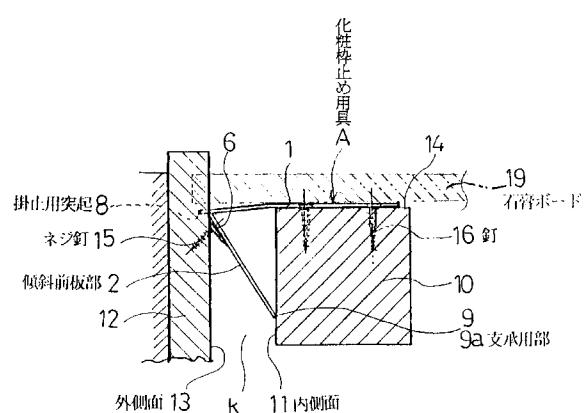
【図 1 1】



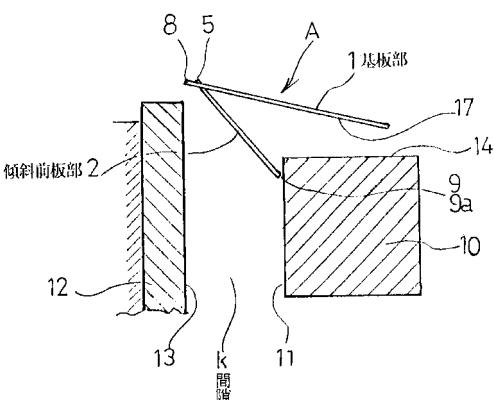
【図 1 2】



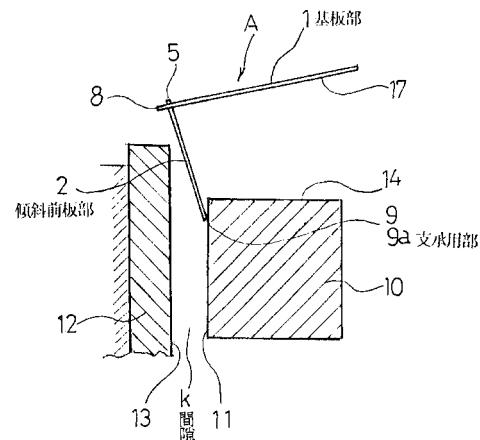
【図 1 3】



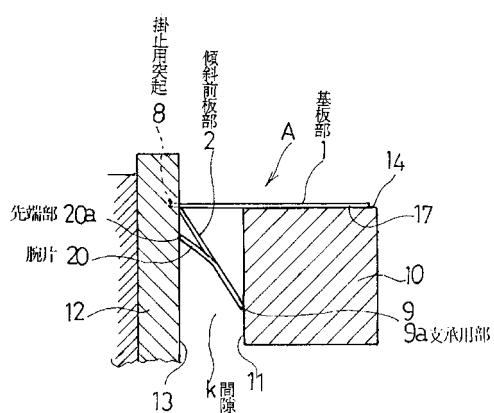
【図 1 4】



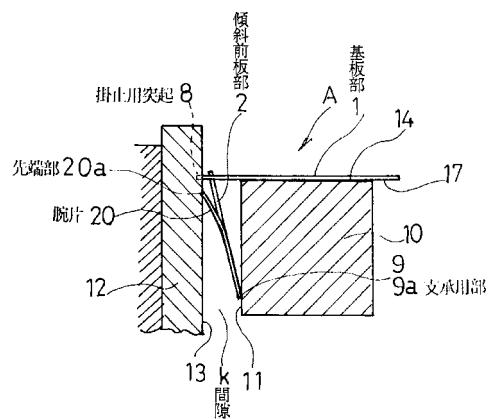
【図 1 5】



【図 1 6】



【図 1 7】



【図 1 8】

